

様式第九号（平11蔵令22・追加、平13内府令49・平14内府令17・平18内府令52・平23内府令45・平23内府令30・一部改正）

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (円)	当期末残高 (円)	利率(%)	担保	償還期限
合計	—	—			—	—	—

(記載上の注意)

1. 連結会社の発行している社債（当該連結会計年度中に償還済みとなったものを含む。以下同じ。）について記載すること。
2. 「銘柄」の欄には、「第○回物上担保付○号社債」のように記載すること。ただし、連結会社の発行している社債が多数ある場合には、その種類ごとにまとめて記載することができる。
 なお、新株予約権付社債については、新株予約権付社債である旨を付記すること。
3. 連結会社の発行している社債のうちに連結財務諸表提出会社又は連結子会社が所有しているものがある場合には、社債の銘柄ごとに、連結財務諸表提出会社又は連結子会社が所有している社債の金額を控除した金額を「当期首残高」又は「当期末残高」の欄に記載すること。
 ただし、合計欄の直前に「内部取引の消去」の欄を設けて、連結財務諸表提出会社又は連結子会社が所有している社債の金額の合計額を一括して控除する方法によることができる。
4. 金額の重要性が乏しい社債については、「その他の社債」として一括して記載することができる。
5. 「担保」の欄には、担保付社債及び無担保社債の別を記載すること。
6. 新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価額、株式の発行価格、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び会社法第236条第1項第3号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を欄外に記載すること。
7. 社債と同時に募集しかつ同時に割り当てた新株予約権がある場合には、当該新株予約権について、発行すべき株式の内容、発行価額、株式の発行価格、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合及び新株予約権の行使期間に関する事項を欄外に記載すること。
8. 減債基金付社債については、その内容を欄外に記載すること。

9. 特別目的会社（財務諸表等規則第8条第7項に規定する特別目的会社をいう。）の発行している社債がノンリコース債務（第41条の2第1項に規定するノンリコース債務をいう。12において同じ。）に該当する場合には、欄外にその旨を記載すること。
10. 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記し、欄外にその旨を記載すること。
11. 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
12. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。
ただし、社債がノンリコース債務に該当する場合には別に注記すること。